

法学部 140 回連続講演会

# イタリア憲法における 国民投票の仕組みと実態

専修大学創立 140 年を記念した法学部 140 回連続講演会。5 月 21 日（火）開催の第 128 回は内藤光博法学部教授による「イタリア憲法における国民投票の仕組みと実態－市民が政治を変える直接民主主義の一つの形－」と題した講演だ。

日本国憲法が規定する国民投票は憲法改正のみ。一方、イタリア共和国憲法では憲法改正に加え、議会が定めた法律の是非を問う権利も規定する。「この憲法ができた背景にはイタリアの歴史がかかわる」と内藤教授。ファシズム政権下、憲法を覆す法律が濫発された反省から、戦後は立法にノーを突き付ける権利を憲法に定めた。

この憲法下で初の国民投票は 1974 年。離婚を認めた離婚法の制定に対し、キリスト教的倫理観を重んじる保守派が意義を唱えての国民投票だった。結果は廃止賛成 40.9%、廃止反対 59.1%。離婚法は施行されることになるが、これは世界的なウーマン・リブの流れともリンクする。



↑内藤光博法学部教授



↑受講した学生と地域住民

その後、1981 年の妊娠中絶法、チェルノブイリ事故後の 87 年には原発を推進する 3 法案などに対し、国民投票が実施され、社会の在り方を直接国民に問いかけた。

「国民の意思と議会や政府の意思に大きな乖離が生じた場合、国民投票は国民が自らの意思を実現する手段として有効」と内藤教授は話し、日本において国民一人一人がどう政治と向き合うか、受講者に宿題を残した。